資料1

建設局及び都市整備局情報共有システム利用開始に伴う説明会

情報共有システムの対象工事と 利用開始スケジュール

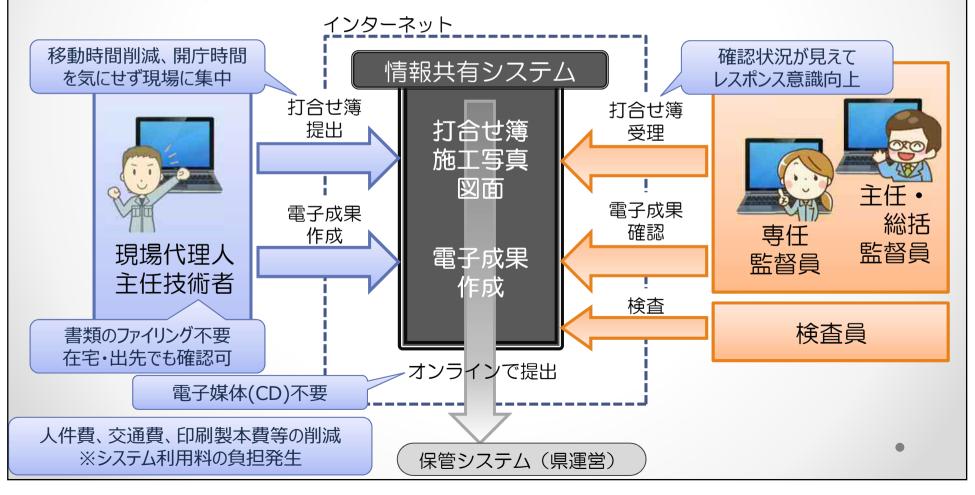
- ①情報共有システムとは
- ②情報共有システムの目的
- ③ 対象工事と利用開始スケジュール
- ④ 情報共有システムの利用について
- ⑤ 愛知県情報共有運用ガイドライン

令和元年11月~12月 愛知県建設局土木部建設企画課

①情報共有システムとは

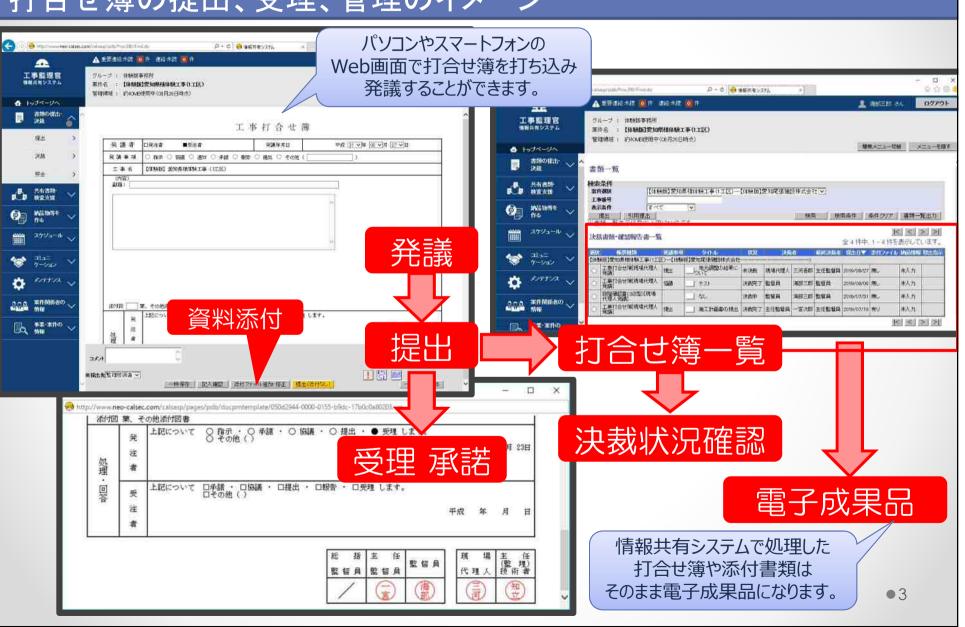
書類提出、資料授受、電子納品をインターネットで。

受発注者間の書類提出や施工情報等を、インターネット上のシステムを利用して提出・確認・共有する仕組みです。(ASPとも呼ばれる)



①情報共有システムとは

打合せ簿の提出、受理、管理のイメージ



①情報共有システムとは

従来からの変更点

工事書類の電子提出

打合せ簿など工事書類(打合せ簿、段階確認報告書等)は、紙ではなく、情報共有システムを使って提出・確認します。

電子提出した工事書類の電子納品

電子提出した工事書類は、そのまま電子納品とします。(省力化のため、わざわざ紙への印刷は行いません)

電子納品における電子媒体廃止

電子納品は、情報共有システムを用いてオンラインで提出します。 従来行っていたCDなどの電子媒体の作成・提出は廃止します。

②情報共有システムの目的

ICT活用による業務効率化・生産性向上が最大の目的

- ・情報通信技術(ICT)を活用し、受発注者間の情報の交換や共有を効率 化し、生産性向上を実現するシステムです。
- ・本年6月の品確法改正で、ICT活用による生産性向上が受発注者双方の 責務とされました。

品確法:公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正の目的

インフラの品質確保と その担い手の中長期的な 育成・確保

改正の背景

頻発・激甚化する災害対応の強化 長時間労働の是正などによる働き方改革の推進 情報通信技術の活用による生産性向上が急務

・国交省は全工事導入済、41都道府県で全部又は一部導入済。 利用実績も多く、各方面で効果が示されています。

愛知県におけるインフラの担い手確保のため、早急な取組が必要

②情報共有システムの目的

情報共有システム活用のメリット

受注者

移動時間・コスト削減、現場に集中 (オンライン提出、閉庁時でも)

生産性向上 (最大の目的)

書類確認のレスポンス改善(確認・決裁状況みえる化)

緊急度により期限設定も可能

電子媒体作成・修正の省力化 (オンライン納品で電子媒体不要)

ラベル印刷や焼付が不要。修正はファイル差替のみ。

発 注 者

打合せ簿の原本管理が容易 (システム内で一元管理)

受発注者間の不整合を防止

出張時の書類確認が可能 (他事務所、サテライトオフィス等)

受注者へのレスポンス向上

電子成果品の管理体制改善(電子成果をシステム管理)

会計検査時の受注者問合せ削減

③対象工事と利用開始スケジュール

対象工事(令和2年度から)

<u>令和2年4月以降に契約する建設局及び都市整備局のすべての工事</u> 【対象外とする場合】

- ・電子納品対象外の工事は、従来どおり書面提出可
- ・やむを得ない事情のある場合は、事前協議にて監督員と協議し対 象外とできる。

例:山間・海上等で通信困難、明らかに生産性向上しない 等

先行導入する工事(令和2年1月から)

<u>令和2年1月以降に契約する建設局及び都市整備局の工事</u>のうち、 当初契約の<u>工期末が令和2年4月以降</u>の工事 (債務・翌債)

④情報共有システムの利用について

あいち建設情報共有システムを利用

愛知県の発注工事では<u>「あいち建設情報共有システム」</u>を利用します。 システム運営者(公財)愛知県都市整備協会

- ・県の契約情報に基づき、工事名、工期、監督員等を自動反映し、受注 者へ案内メールを送付します。
- ・愛知県の様式と国土交通省の様式が利用できます。
- ・完了後の電子成果は、県が運営する保管システムへ引き渡します。
- ・操作研修(CPDS付与)の開催及びヘルプデスク開設

積算基準における利用料の扱い

情報共有システムの利用料は、<u>共通仮設費の率分(技術管理費)</u>に含まれます。

⑤愛知県情報共有運用ガイドライン

情報共有システムの利用範囲、実施方法及び留意事項をまとめ、 建設企画課Webページに掲載します。

システムで処理できる書類

- ・現場代理人と監督員の間における指示、承諾、協議等
- ※契約者印の押印が必要なもの(契約関係書類)は従来通り書面

打合せ簿の留意事項

- ・添付書類は原則としてPDFファイル(事前協議で認めた形式は可)
- ・カタログ等は紙提出も可(打合せ簿鑑はシステム提出) (できるだけ電子。ただし生産性優先)

電子納品

システム内でエラーチェック 指摘時はファイル単位で差替可

完了検査

当面、従来どおり受注者PCで実施 (電子成果ダウンロード)